

京都市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第177号

京都市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

京都市食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

第15条中「別表の1」を「別表第1の1」に、「ひき入れた」を「引き入れた」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

営業者又は施設の長は、次に掲げる営業を行おうとし、又は法第62条第3項に規定する施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与しようとするときは、業務開始の日から10日以内に営業等届出書（第9号様式）を保健所長に提出しなければならない。

- (1) 令第35条各号に掲げる営業以外の食品又は添加物の製造業又は販売業
- (2) 器具、容器包装又はおもちゃの製造業又は販売業

第9号様式注以外の部分中

営業等の種類

製粉精米業

乳搾取業

総菜販売業

菓子販売業

上記以外の食品の製造又は販売業

()

添加物の販売業

器具、容器包装及びおもちゃの製造又は販売業

食品衛生法第62条第3項に規定する

を

施設

()

営業等の種類

食品衛生法施行令第35条各号に掲げる営業以外の食品又は添加物の製造業又は販売業

()

器具、容器包装又はおもちゃの製造業又は販売業

食品衛生法第62条第3項に規定する施設

()

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)